

横浜市行政不服審査会答申
(第59号)

平成30年11月21日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「行政証明不交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

司法書士である審査請求人は、都筑区長に対し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条の3第2項に基づいて住民票の世帯全員の写しの交付の申出（以下「本件申出」という。）をした。都筑区長（以下「処分庁」という。）は、本件申出に係る請求書（以下「本件請求書」という。）に、住民票の写しのどの部分をどのような目的で利用するかの記事がなく、申出が相当と認められないとして、行政証明不交付決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人が、本件処分は違法であるとして、その取消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 審査請求人の依頼者が、同人が相続人である被相続人A（以下「本件被相続人」という。）の遺産に係る相続登記手続に際し、本件被相続人の相続人の子（以下「本件対象者」という。）の住民票の写しが必要である。

「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告書」（平成19年2月総務省編）によれば、請求事由を明らかにしなくてもよいとされ、本件申出に係る記載事項は全て記載し、法定要件は充足されている。

ところで、法は、住民票に記載された世帯中の一部の者についてのみ住民票の写しを交付することを予定しておらず、必ず世帯員全員についての住民票の写しを交付すべきことを予定している。

よって、本件対象者について住民票の写しの交付を請求した場合には、当然に世帯員全員についての住民票の写しを交付すべきであり、審査請求人が本件対象者以外の世帯員について利用目的を明らかにしなかったとしても、これを理由として不交付とすることは違法である。

(2) 本件処分に係る処分通知書（以下「本件通知書」という。）における不交付の理由は、処分庁の意見及び結論を記載したにとどまり、理由として不十分である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

法第12条の3第2項及び第1項各号の申出においては、同条第4項に基づいて、住民票の写しの利用目的を明らかにしなければならない。

利用目的は、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事局長等通知。以下「本件要領」という。）第3-3、同第2-4-(3)-①ア(ア)Dに規定されるとおり、抽象的な記載ではなく、住民票の写しのどの部分をどのような目的で利用するかが明らかになる程度の記載が必要である。

本件において、住民票の写しの交付申出において、住民票に記録されている世帯員全員の住所を必要とする目的が判断できなかったため、処分庁は、審査請求人に対し、これを明らかにするよう求めたが、審査請求人は、これに応じなかった。そのため、本件申出は、利用目的が具体的に明らかなでないため、法第12条の3第2項及び第1項に規定する相当な申出とはいえない。

よって、本件処分は適法である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令等の規定

ア 法第6条第1項は、「市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ご

とに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。」と規定し、同条第2項は、「市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる。」と規定する。

イ 法第12条の3第2項は、「市町村長は、…当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。」と規定する。

ウ 法第12条の3第3項は、「「特定事務受任者」とは、…司法書士（司法書士法人を含む。）、…をいう。」と規定する。

エ 法第12条の3第1項は、「市町村長は、前2条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項…のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。」とし、同項第1号は、「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」と、同項第2号は「国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者」と、同項第3号は「前2号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」と規定する。

オ 法第12条の3第4項は、「申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。」と規定し、同項第1号は「申出者…の氏名及び住所…」、同項第2号は「現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所」、同項第3号は「当該申出の対象とする者の氏名及び住所」、同項第4号は「第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的」、同項第5号は「第2項の申出の場合にあつては、前項に規定す

る特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称…」、同項第6号は、「前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項」と規定する。

カ 法第31条の2は、「この法律の規定により市町村長がする処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。」と規定する。

キ 本件要領第2-4-(3)-①ア(ア)Dは、住民票の写しの交付の場合の「利用の目的」の記載について、「利用の目的は、法第12条の3第1項各号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するために明らかにさせる。したがって、例えば『債権回収・保全のため』といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要する。」、「具体的には、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合は、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利の行使又は義務の履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由…を明らかにさせることが考えられる。」とする。

ク 「住民票の写しの交付等の事務の取扱いについて（平成3年4月5日自治振第56号）」は、「本人又は本人と同一の世帯に属する者以外からの住民票の写しの交付請求があった場合には、その請求事由等について十分な審査を行うこと」とする。

ケ 「個人情報保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項について（平成17年2月24日総行市第192号）」は、「住民票の写し・住民票記載事項証明書等の交付の取扱いについては、平成3年4月5日付け自治振第56号等により通知しているところであるが、本人又は本人と同一の世帯に属する者以外からの請求があった場合には、請求事由等について十分な審査を行うなど、個人情報保護に留意すること」とする。

(2) 証拠等から容易に認められる事実

ア 審査請求人は、本件請求書で、本件対象者と同一世帯に属する世帯員全員の住民票の写しを求めており、「筆頭者の氏名・世帯主の氏名」には、「本件対象者」と、「請求に係る者の氏名」には、「ㄱ」（本件対象者）

との記載があるが、生年月日欄は記載がなく、「住基法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項以外の事項」には、「世帯主」、「世帯主の氏名及び世帯主との続柄」及び「本籍又は国籍・地域」にチェックがある。

また、「利用目的の種別」には、「2 上記 1 以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合」の「業務の種類」欄に「祖父・本件被相続人の相続登記」、「依頼者の氏名又は名称」欄に「本件被相続人の長女・審査請求人の依頼者」と記載され、「依頼者について該当する事由」には「国等に提出」にチェックがあり、「神戸法務局への提出書類作成」との記載がある。

イ 処分庁は、平成 30 年 4 月 27 日付けで本件処分をし、本件処分の通知書には、「交付できない理由」として、「上記申出は住民基本台帳法第 12 条の 3 第 2 項に基づく申出であるが、申出の内容のうち、「利用の目的」に記載されている事項から「請求に係る者」のみの住民票の写しの請求であることが相当であり、同者以外の住民票の同一世帯員である者について住民票の記載事項の確認を必要とする理由を照会したが回答が得られず、同一世帯員である者を含む世帯全員の住民票の記載事項の確認を必要とする理由が明らかでなく、本件申出は相当と認められないため。」との記載がある。

(3) 本件処分の適法性・妥当性

ア 本件請求書には、「利用目的」が明らかになる事実が記載されているか

(1)オ及びキのとおり、特定事務受任者による交付請求であっても、法第 12 条の 3 第 4 項第 4 号が規定する「利用の目的」を明らかにする必要があるが、「利用の目的」の記載は、抽象的な記載だけでは足りず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度であることが必要であるとされている。

また、(1)ク及びケのとおり、処分庁が住民票の写しを交付するに際しては、個人情報保護の観点から、請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って交付することが相当であって、請求事由との関係が明らかではない場合に、これを明らかにさせることなく、漫然と住民票の写しを交付することは不相当である。

よって、住民票の写しを交付するためには、本件請求書には、(1) 及びキのとおり、法第 12 条の 3 第 4 項各号に定める事項、特に、利用目的として、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載を要する。

本件は、(2) アのとおり審査請求人は、法第 12 条の 3 第 2 項に基づいて本件対象者と同一世帯に属する世帯員全員の住民票の写しを請求している。

しかし、本件請求書には、本件対象者以外の本件対象者と同一世帯に属する世帯員全員について、同人らの住民票の写しの利用目的についての記載はなく、利用目的は明らかにされていない。

また、処分庁が、審査請求人に対し、利用目的を明らかにするよう照会したが、審査請求人がこれに応じない以上、世帯員全員について請求事由との関係が明らかにされているとはいえ、世帯員全員の住民票の写しの交付が相当と認められないから、本件処分は適法かつ相当である。

なお、審査請求人は、法は、世帯員全員についての住民票の写しを交付すべきことを予定しているため、当然に世帯員全員についての住民票の写しを交付すべきであると主張する。

法の前身であり、廃止された住民登録法（昭和 26 年法律第 218 号）第 3 条は、「住民票は、…世帯を単位として作製するものとする。」と規定していたが、(1) アのとおり、法第 6 条第 1 項は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成すると規定する。

したがって、本件対象者について住民票の写しの交付を請求した場合には、当然に世帯員全員についての住民票の写しを交付するものではない。

イ 理由付記について

審査請求人は、本件通知書における不交付の理由は、処分庁の意見及び結論を記載したにとどまり、理由として不十分であるから、本件処分は取り消されるべきである旨主張する。

しかし、法第 31 条の 2 の規定により、市町村長が法に基づいて行う処分については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 章及び第 3 章の適用を除外することとされている。

したがって、本件処分について、理由不備を根拠に違法であるとする審査請求人の主張は失当である。

(4) 結語

以上のおり、その他審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 30 年 5 月 29 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成 30 年 6 月 19 日	・ 弁明書等の受理
平成 30 年 6 月 22 日	・ 弁明書（副本）送付及び反論書の提出等依頼
平成 30 年 8 月 7 日	・ 反論書の提出等再依頼
平成 30 年 8 月 16 日	・ 反論書の受理
平成 30 年 8 月 24 日	・ 反論書（副本）の送付
平成 30 年 10 月 31 日	・ 審理手続の終結
平成 30 年 11 月 6 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 30 年 11 月 7 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成 30 年 11 月 21 日	・ 調査審議